

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 1 回定例
4 月 4 日 (火)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 4 月 4 日に教育委員会第 1 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|---|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 29 年 4 月 4 日 (火) | 開会 | 14 時 45 分 |
| | | | 閉会 | 17 時 00 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 齋 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 | | |
| | 事務局 (説明員) | 鈴 木 一 吉 教育次長
松 井 和 子 教育監
水 元 敏 夫 理事 (人材育成担当)
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長
福永 秀 樹 理事兼健康体育課長
赤堀 健 之 教育政策課長
本村 勉 情報化推進室長
増田 三保子 人権教育推進室長
木野 雅 弘 財務課長
南谷 高 久 福利課長
宮崎 文 秀 義務教育課長
藤本 眞 二 幼児教育推進室長
小野田 裕 之 高校教育課長
山崎 勝 之 特別支援教育課長
朝倉 徹 全国高校総体推進室長
山本 知 成 社会教育課長
赤石 達 彦 文化財保護課長
石川 誠 静岡教育事務所長
山田 泰 巳 静岡西教育事務所長
酒井 敏 明 埋蔵文化財センター所長
河原崎 全 中央図書館長
塩崎 克 幸 総合教育センター所長
北川 清 美 焼津青少年の家所長
堤 敏 幸 観音山少年自然の家所長
稲葉 明 彦 富士山麓山の村所長
神田 不二彦 高校教育課指導監
織田 敦 高校教育課人事監
井 島 秀 樹 高校教育課指導第 1 班長 | | |

4 その他

(1) 第 1 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項1～3は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第1号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第1号議案は非公開とする。

報告事項1 平成29年度教育委員会事務局所属長等報告

教 育 長： 報告事項1「平成29年度教育委員会事務局所属長等報告」について、渋谷教育総務課長より報告願う。

教育総務課長： 教育委員会事務局各職員、社会教育施設等出先機関の所属長より、自己紹介や所信表明、主な取組等の報告をする。

各 所 属 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 縦割り組織でそれぞれの部署の役割や責任が明確になっているが、それぞれの組織間において、共通項が必ずあると思う。教育次長、教育監は横断的に連携プレーを強化してほしい。他で検討していることが自分達の仕事をどのように関わりがあって、協調体制がとれるかという観点から、無駄のない体制を追求してほしい。

教 育 長： 情報を交換して、共有するという観点で考えてほしい。

興 委 員： 富士山麓山の村や観音山少年自然の家など、静岡県の社会教育施設は素晴らしい財産価値を持っている。しかし、初期投資はされてもその後のフォローが十全でない。静岡県の持っている財産を活用する視点から、財産・施設を処分するという安易な方法を取るのではなく、施設整備をしっかりと展開することが大事である。富士山麓山の村においては、富士山世界遺産の関係もあり、教育実践の場として優れた場所であると思う。観音山少年自然の家、焼津青少年の家も実際見てきている。教育次長は社会教育施設も含めて、どうしたら活用できるのか、積極的な視点で取り組んでほしい。

教 育 長： 私も施設を視察した時、修繕していかなければならない所は見てきた。計画的に執行する。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 監査結果に関する報告

- 教 育 長： 報告事項2「監査結果に関する報告」について、木野財務課長より説明願う。
- 財 務 課 長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 興 委 員： 事前に貰っている資料をみると、監査委員から指摘されている報告書には明確に内容が記載されていないと思うが、今回の資料には掘り下げて記載されている。
- 財 務 課 長： 監査委員からの報告書は場所のみである。指摘した内容は各所属に連絡している。
- 興 委 員： 監査委員からの指摘内容が事務的だと思う。「体罰を行った」という指摘、「判決が確定した」という指摘でそれでもって該当用件となるのか。今後の対応として6月23日までに監査委員に報告することになっているので、後日、その内容報告をお願いする。
- 藤 井 委 員： ここにある案件は発生時点から教育委員会が把握していて、それが事務的に監査結果として報告されているということか。
- 財 務 課 長： そうである。
- 藤 井 委 員： そうであれば、監査結果に関する措置状況報告はなぜここまで時間がかかるのか。すぐに報告ができる状態でないのか。
- 教 育 次 長： 監査委員からの指示だと思う。全庁的に統一して執行している。
- 藤 井 委 員： では明日にでも措置状況は出せるということか。
- 教 育 次 長： そうである。
- 理 事： あるいは済んでいる。
- 興 委 員： そういったやりとりも含めて、対象期間で実施する定期監査等、監査項目や事象が書いてある。その場で対応できることはあると思う。監査委員に対して失礼かもしれないが、その間のやり取りが明記されてしかるべきではないのか。誠意を持って監査に対する対応をしていただきたい。
- 藤 井 委 員： 教育委員会として事案を把握し、対応、措置、処分を決定したことに関しては、業務の効率化という観点から、監査委員が時間を掛けてこのプロセスを取らなくても自動的にその情報を監査委員に提供すれば、監査委員が監査をする前に報告がされているという実態が成り立つと思う。
- 財 務 課 長： 実際、事案があった時点で監査委員に報告している。また、対処方針についても報告している。まとめたの報告がこの時点となるので、古い事案報告もここに含まれる。
- 藤 井 委 員： 監査委員が監査しなくとも、対処方針が決定している事案がほとんどだと思う。それが情報提供されていれば監査の業務自体が簡素化される。その点は工夫の余地がある。
- 教 育 長： 溜め込むのではなく、もっとスムーズにやったらどうかということか。
- 藤 井 委 員： そうである。

教育次長： 監査のやり方となるので、監査委員は監査委員の目で見るということである。通常、事案があったところでどの部局においても報告しているが、改めて監査委員が訪問している。

藤井委員： それは再確認という視点なのか。

教育次長： 監査委員としての立場があるので、その視点から見る必要があるということだと思う。

興委員： 指摘資料を確認すると現地調査のものであり、現地調査をしてこういったことがあったと指摘するのはよいが、その措置が教育委員会でどのように行われたのかというやり取りがその場で行われて、そうした事実がこの中に含まれて報告されれば、6月23日までに監査委員に報告する必要は無くなる。この文書でのやりとりは十全ではないので、意を尽くして対応してほしい。

教育次長： この監査に立ち会っていないが、通常は学校側で対処状況について説明しているはずである。それを踏まえて監査委員会として指摘文書を発し、文書をもって措置状況を報告するという仕組みがある。御指摘の点については監査委員との情報交換は行っている。その監査委員会のやり方は全庁的なものとなるので、教育委員会だけ特別な対応を求めることはできない。

藤井委員： 監査をやらないでほしいということではない。

教育次長： 今回、御指摘のことは監査委員へ報告する。

藤井委員： 効率化という観点から工夫の余地があるという印象である。

興委員： 私は公立大学法人静岡文化芸術大学の役員であったが、現地調査を受けた当事者である。その場でどのような対応をしたのかを報告し、こういった中途半端なかたちで報告されることはなかった。現地対応に限界があったとは思わないが、念のため、実態がどうであったか、教育次長の目で確認してほしい。

理事(人材育成)： その時点で学校から措置状況について説明している。以前、監査委員との懇談会を行った時の話題として、教育委員会が学校名等を公表できないデリケートな問題について監査委員会で御配慮いただけるよう意見を申し上げたことがある。もう1点、例えば2年前に事案が発生し監査委員から指摘や注意を受ける、そうするとその発表が監査委員からあり、新聞等に公表される。今後の対応についてのタイムラグと、事案発生とその対応についてのタイムラグ、監査結果が公表されるまでのタイムラグがあるということがある。

興委員： 前段の話は理解している。「この事案があったよね」「教育委員会はこういった対応をしたよね」については繰り返されないことが重要であるという指摘をした。この資料にある「複数回にわたり体罰を行った」という指摘ではなく、それに対する教育委員会の取った措置がどうであって、繰り返しこういったことがないようにすべきであると監査委員が指摘すべきである。その間のやり取りが明確にされて、何が指摘事項に該当するかを、監査委員と事務的に整理してほしい。

教 育 長： 他に意見は無いか。
全 委 員： （特になし）
教 育 長： 報告事項 2 を了承する。

報告事項 3 平成 29 年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

教 育 長： 報告事項 3 「平成 29 年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要」について、小野田高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 再募集に至るまでの報告を逐次メールにて受けているが、再募集についてのみ説明いただきたい。再募集結果をどのように受け止めているのか。印象としては学校間に格差があり、再募集をかけても募集定員を充足するに至らなかったようである。この資料では個々の学校格差が顕在化しないが、教育環境のあり方を考えた場合、どのように担当課長として捉えているのか。

高校指導監： 委員御指摘のとおり、再募集をかけている学校への志願状況は、定員に充足しない状況であった。各学校で受検志願があった者についての結果は資料の通りである。募集定員に満たない個々の学校については今後の検討材料とする。

興 委 員： 募集定員を充足するかどうかに関らず、カリキュラムを満たす教育環境は必要である。生徒数に関らず教員を配置しなければならないであろう。そういった教員の配置等に影響があった状況かどうか説明願う。

理事(人材育成)： 教員定数に関するような定員の欠如はない。仮に 1 学級分の生徒が入学しなかったとしても、その学校の学習環境は守らなければならないので、教員定数を減らすことはない。よって、そのような大幅に定員を満たさない場合でも、1 学級を 30 人や 35 人学級にして対応している。

興 委 員： そのように定員の在り方を問われる状況になるのかどうか、全日制だけでなく定時制は大変であろうと思う。引き続き情報を集めて対応していただきたい。

藤 井 委 員： 合格者数と入学者数は同数と考えてよいか。

高校指導第 1 班長： 本県においては公立高校に合格した生徒は公立高校に入学するのが一般的である。その状況を踏まえ、例年、実態調査を実施している。公立高校を辞退して私立高校に入学したケースはほとんどない。正確な数字は手元にないが、2 万人を超える受検者のうち、10 数人程度である。

理事(人材育成)： 高専との併願で高専に進学するケースもある。

斉 藤 委 員： 感想である。2 万人が受検して、国語は 50 点満点中平均点は 30.46 点なので 6 割程度は取れている。数学、英語、社会は 5 割程度は点数が取れたことになる。理科だけは 17.35 点しか取れていない。中学校で勉強した理科の 3 分の 1 しかできていなくて、3 分の 2 が分からな

いまま高校へ進学していくということになると思うが、理科だけ特別難しいのか。

高校指導監： 理科の試験について、昨年度同様に平均点が 20 点を下回っている。出題としては中学校で学んできたことが結果として導き出されるような思考力を問うという手段で出題したがこの結果となった。作問に関しては検討してきたが、低い平均正答率は課題であると認識している。

理事(人材育成)： その数値は受検者 2 万人の数値である。高得点をとる学校もあればそうでない学校もある。そういった時、この平均点の位置付けは学校にとって選抜資料として扱い難いという課題がある。つまり、問題の適正性、学校が合否を判断する資料として扱い難いという声を聞いている。

興 委 員： 資料には標準偏差が示してある。標準偏差から見た平均点はどうなのか。

理事(人材育成)： 平均が 17 点強で、標準偏差が 7 点台なので相当な偏りがある。学力検査の点数が 10 点程度の生徒が相当数いるということである。検査の点数だけでなく内申点や面接などを精査して判断しなければならない。

興 委 員： 国語、数学、社会、英語とのバランスからどう捉えてよいか分からなかったので質問した。単に理科系の分野に進む方のみならず、工学的な分野に明るい人材が必要になってくる。文系に進む方においても理科全体に取り組む配慮がほしい。単に数値が低いということにとらわれず真剣に検討してほしい。

教 育 長： 実際に社会に出てどういった活躍するのかを考えた時、この成績だけでははかれない。成績とは別にその点はどうなるのか追跡するとよい。

理事(人材育成)： 出題された問題を確認したが、子どもたちからすると非常に解き難い。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 3 を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第 1 号議案 退職手当支給制限処分の取消し

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 29 年度第 1 回教育委員会定例会を閉会とする。